

諮詢庁：防衛大臣

諮詢日：令和6年12月5日（令和6年（行情）諮詢第1349号）、令和7年2月20日（令和7年（行情）諮詢第232号）及び同年4月17日（同第478号）

答申日：令和7年12月26日（令和7年度（行情）答申第773号、同第777号及び同第778号）

事件名：ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に係る文書のうち特定期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関する行政文書ファイルにつづられた文書のうち特定期間に作成された文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書33」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和6年9月9日付け防官文第20271号、同年11月15日付け同第26153号及び令和7年1月27日付け同第1438号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮詢庁」という。）が行った各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）審査請求書1（原処分1について）

アないしエ（略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

(2) 審査請求書2 (原処分2について)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記(1)クと同旨。

(3) 審査請求書3 (原処分3について)

アないしエ (略)

オ 上記(1)オと同旨。

カ及びキ (略)

ク 上記(1)クと同旨。

ケ (略)

### 第3 諧問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の3のとおり本件対象文書を特定し、令和6年9月9日付け防官文第20271号、同年11月15日付け防官文第26153号及び令和7年1月27日付け防官文第1438号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする各一部開示決定処分(原処分)を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

#### 2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

#### 3 審査請求人の主張について

(1) ないし(3) (略)

(4) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

- (5) 及び (6) (略)
- (7) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (8) (略) (原処分3について)
- (9) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

① 令和6年12月5日	諮問の受理（令和6年（行情）諮問第1349号）
② 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
③ 同月20日	審議（同上）
④ 令和7年2月20日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第232号）
⑤ 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
⑥ 同年3月7日	審議（同上）
⑦ 同年4月17日	諮問の受理（令和7年（行情）諮問第478号）
⑧ 同日	諮問庁から理由説明書を收受（同上）
⑨ 同年5月22日	審議（同上）
⑩ 同年12月22日	令和6年（行情）諮問第1349号、令和7年（行情）諮問第232号及び同第478号の併合、本件対象文書の見分並びに審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「ロシア軍の編成・装備・作

戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の3のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は作成・取得しておらず、保有していない。

ウ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊が活動の資とするために収集・処理した情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報の収集・分析能力、情報関心及び情報業務の運用要領等が明らかとなり、害意を有する相手方がその弱点をついた行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

#### (1) 本件請求文書1（令和6年（行情）諮問第1349号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024.6.4一本本B384で特定された後に綴られた文書の全て（ただし「2022年度各国データ（ロシア）」【及び当該文書の2023年度版以降】は除く）。

#### (2) 本件請求文書2（令和7年（行情）諮問第232号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024.7.9一本本B597で特定された後に綴られた文書の全て（ただしホームページに掲載されたもの、及び「2022年度各国データ（ロシア）」＜並びに当該文書の2023年度版以降＞は除く）。

#### (3) 本件請求文書3（令和7年（行情）諮問第478号）

ロシア軍の編成・装備・作戦・戦闘に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全てのうち2024.9.17一本本B1076で特定された後に綴られた文書の全て（ただしホームページに掲載されたもの、及び「2022年度各国データ（ロシア）」＜並びに当該文書の2023年度版以降＞は除く）。

### 2 本件対象文書

文書1	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年6月6日	防衛省
文書2	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年6月14日	防衛省
文書3	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年6月17日	防衛省
文書4	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年6月21日	防衛省
文書5	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年6月28日	防衛省
文書6	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年7月3日	防衛省
文書7	最近のロシア・CISトピック（2024.5.17～2024.5.23）（基礎資料24-0442 令和6年6月18日）		
文書8	最近のロシア・CISトピック（2024.5.24～2024.5.30）（基礎資料24-0468 令和6年6月26日）		
文書9	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年7月10日	防衛省
文書10	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年7月12日	防衛省
文書11	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年7月19日	防衛省
文書12	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年7月26日	防衛省
文書13	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年8月2日	防衛省
文書14	ロシアによるウクライナ侵略	令和6年8月9日	防衛省

- 文書15 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月23日 防衛省
- 文書16 ロシアによるウクライナ侵略 令和6年8月30日 防衛省
- 文書17 最近のロシア・CISトピック（2024.7.5～2024.7.11）（基礎資料24-0555 令和6年7月24日）
- 文書18 最近のロシア・CISトピック（2024.7.12～2024.7.18）（基礎資料24-0570 令和6年7月29日）
- 文書19 最近のロシア・CISトピック（2024.7.19～2024.7.25）（基礎資料24-0579 令和6年7月31日）
- 文書20 最近のロシア・CISトピック（2024.7.26～2024.8.1）（基礎資料24-0604 令和6年8月7日）
- 文書21 最近のロシア・CISトピック（2024.8.2～2024.8.22）（基礎資料24-0678 令和6年8月28日）
- 文書22 最近のロシア・CISトピック（2024.8.23～2024.8.29）（基礎資料24-0695 令和6年9月2日）
- 文書23 ウクライナ侵略の状況全般
- 文書24 最近のロシア・CISトピック（2024.9.5～2024.9.11）（基礎資料24-0776 令和6年9月20日）
- 文書25 最近のロシア・CISトピック（2024.9.12～2024.9.18）（基礎資料24-0797 令和6年9月27日）
- 文書26 最近のロシア・CISトピック（2024.9.26～2024.10.2）（基礎資料24-0845 令和6年10月15日）
- 文書27 最近のロシア・CISトピック（2024.10.3～2024.10.9）（基礎資料24-0857 令和6年10月17日）
- 文書28 最近のロシア・CISトピック（2024.10.10～2024.10.16）（基礎資料24-0876 令和6年10月23日）
- 文書29 ロシアに所在する北朝鮮兵に関するプーチン露大統領の発言  
(基礎資料24-0888 令和6年10月29日)
- 文書30 最近のロシア・CISトピック（2024.10.17～2024.10.23）（基礎資料24-0898 令和6年10月30日）
- 文書31 最近のロシア・CISトピック（2024.10.31～2024.11.6）（基礎資料24-0952 令和6年11月

15日)

文書32 最近のロシア・CISトピック（2024.11.7～2024.11.13）（基礎資料24-0957 令和6年11月18日）

文書33 ウクライナによる長距離無人機攻撃の狙いと効果（情勢分析24-029 令和6年11月20日）

3 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

(1) 本件請求文書1の対象として特定された文書（原処分1）

文書1ないし文書8

(2) 本件請求文書2の対象として特定された文書（原処分2）

文書9ないし文書22

(3) 本件請求文書3の対象として特定された文書（原処分3）

文書23ないし文書33

別表

本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 7	1枚目の一部	防衛省・自衛隊がその活動の資とするために収集・処理した情報であり、これを公にすることにより、防衛省・自衛隊の情報関心、情報分析能力が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
	2枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書 8	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書 17	1枚目の一部	
	2枚目ないし18枚目のそれぞれ全て	
文書 18	1枚目の一部	
	2枚目ないし12枚目のそれぞれ全て	
文書 19	1枚目の一部	
	2枚目ないし14枚目のそれぞれ全て	
文書 20	1枚目の一部	
	2枚目ないし15枚目のそれぞれ全て	
文書 21	1枚目の一部	
	2枚目ないし31枚目のそれぞれ全て	
文書 22	1枚目の一部	
	2枚目ないし11枚目のそれぞれ全て	
文書 24	1枚目の一部	
	2枚目ないし21枚目のそれぞれ全て	
文書 25	1枚目の一部	
	2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書 26	1枚目の一部	
	2枚目ないし22枚目のそれぞれ全て	
文書 27	1枚目の一部	
	2枚目ないし19枚目のそれぞれ全て	
文書 28	1枚目の一部	
	2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書 29	1枚目の一部	
文書 30	1枚目の一部	
	2枚目ないし23枚目のそれぞれ全て	
文書 31	1枚目の一部	
	2枚目ないし17枚目のそれぞれ全て	
文書 32	1枚目の一部	
	2枚目ないし13枚目のそれぞれ全て	

文書3 3	1枚目の一部	
	2枚目ないし21枚目のそれぞれ全て	

※当審査会事務局において整理した。

※各文書の枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数を記載している。